

## 災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

### 減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

### 減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など  
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。  
（不動産取得税を除く。）

### 減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。  
被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。  
また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。